

生徒・保護者のみなさま

令和3年4月12日

安全衛生委員会

報道等にもあるように、立川市が新型コロナウイルス特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」を適用する自治体に指定されました。年度初めにお配りしました「新年度の新型コロナウイルス感染症対策」の徹底を一層図りながら、短縮授業等を行わず、できるだけ通常の教育活動を継続して参ります。皆様におかれましても、健康管理にはご留意くださいますよう、お願い致します。